

第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

国や県の動向、地域の高齢者の状況等を的確に把握し、野洲市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画の期間とする第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、第 10 期計画という。）を策定することを目的とする。なお、第 10 期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

3. 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

〈令和 7 年度業務〉

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、本市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、本市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、委託者が行う。

①高齢者日常生活圏域ニーズ調査

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査項目については国が参考として示す内容を基本としつつ、本市独自の設問も加えた内容とすることを想定している。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は本市が行う。調査票の設計、調査票の印刷、調査票送付用封筒の作成、返信用封筒の作成、ラベル貼り付け作業は受託者が行う（必要な費用についても受託者が負担する）。また、委託者から回収票を受領し入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【高齢者日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65 歳以上の一般高齢者（抽出、無記名式）及び要支援 1・2 の高齢者（抽出、無記名式）
配布数	1 種 2,300 票（回収率 70%見込み）
調査方法	郵送調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は郵送と訪問調査員による聞き取りの併用により実施する。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は本市が行う。調査票の設計、調査票の印刷、調査票送付用封筒の作成、返信用封筒の作成、ラベル貼り付け作業は受託者が行う（必要な費用についても受託者が負担する）。また、委託者から回収票を受領し入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	調査期間（期間未定）に認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1 種 500 票（回収率 60%見込み）
調査方法	郵送調査、訪問調査員による聞き取り
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③事業所調査の分析

業務実態やサービス評価や今後の見通しを把握するため、事業所を対象とした調査を行う。調査は電子メールにより実施する。

受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【事業所調査及び介護支援専門員調査の実施概要】

調査対象	事業所
調査数	3 種 225 票（1 種につき 75 票）（回収率 80%見込み）
調査方法	電子メールによる実施
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

《参考 令和4年度実績》

	令和5年1月中旬から2月3日		
調査種別	調査対象者	有効回収数	有効回収率
介護予防。日常生活圏域ニーズ調査	認定なし	1,060人	70.7%
	要支援1、2	369人	70.2%
サービス事業者実態調査	野洲市内の介護事業所	54事業所	72.9%
在宅実態調査	期間中に要介護認定のある人	335人 ※認定調査員による聞き取りのみ (令和4年9月～令和5年3月上旬)	

〈令和8年度業務〉

(3) 給付実績集計・分析の実施

本市が提供する国保連給付実績データ（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）や令和7年度に実施する各種調査結果等に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価と課題の整理を行う。

(5) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び野洲市の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

〈共通業務〉

(8) 介護保険運営協議会の運営支援

計画内容を審議するために設置される介護保険運営協議会（5回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し（オンライン可）、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(9) 本業務に関する情報提供支援

第10期計画は、国及び県の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託者は本計画の策定に関する情報また介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規程・要綱等）に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供すること。

(10) 法令改正による計画との整合性の確保

介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、その改正箇所が引用されている本市の例規（条例・規則・要綱）の条項を指摘すること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては本市のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(11) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

5. 成果品

- ・アンケート調査報告書：50部
- ・計画書本編（A4判、150頁程度、1色刷、表紙レザック）：100部
- ・計画書概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：100部
- ・上記データ一式
- ・法令引用例規一式
- ・情報提供資料一式

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ本市と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、企業としての個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録していること。

以上